



令和6年10月18日
選挙管理委員会事務局

衆議院議員総選挙における期日前投票所内の 案内誘導誤りについて

本市の期日前投票所において、選挙人に小選挙区選出議員選挙投票用紙を渡したのち、比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等名称等掲示がされた記載台を案内するという誤りが発生しました。

なお、詳細については下記のとおりです。

記

- 1 日 時 令和6年10月17日（木） 13時30分頃
- 2 場 所 川口市役所第一本庁舎期日前投票所
- 3 対 象 第3選挙区 選挙人2人（親子）
- 4 経 緯

当該選挙人（1人目）は小選挙区の投票用紙を受け取ったのち、比例代表の記載台に案内されたため、掲示のあった政党名を投票用紙に記載し、投票を済ませた。引き続き、交付された比例代表の投票用紙を受け取り、小選挙区の記載台にて候補者氏名を投票用紙に記載し、投票を済ませた。

当該選挙人（2人目）は1人目同様に小選挙区の投票用紙を受け取ったのち、比例代表の記載台にて掲示のあった政党名を投票用紙に記載し、投票を済ませた。引き続き、交付された比例代表の投票用紙を受け取り、小選挙区の記載台で記載しようとしたところ、係員が制止し、比例代表の記載台を再度案内され投票を済ませた。

2人目が投票を済ませたのち、1人目に事情を説明したことで、選挙人2人に対する上記の事実が判明したもの。

誘導誤りに関してのコメント

この度の誤りは、公平・公正な選挙の執行のためにもあってはならず、ご迷惑をお掛け致しましたお二人をはじめ、有権者の皆様の信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

今後このようなことを起こさぬよう、投票事務従事者への指導を徹底し、再発防止に努めて参ります。

川口市選挙管理委員会委員長 板橋 智之